

国立大学法人等の事業報告書は、独立行政法人の事業報告書の改訂等に合わせ、改訂を行ってきた。

独立行政法人の事業報告書の様式の改訂（令和5年度決算より適用予定）の動向に合わせ、国立大学法人等の事業報告書の改訂を検討する。

独立行政法人の主な改訂予定事項は以下の通り。

- ① 「法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉」を記載
- ② 「業務運営上の課題・リスク及びその対応策」の記載の充実
- ③ 当期の活動実績・成果を記載する項目の追加。中期目標は一定の事業等のまとめりに目標概要を記載することを明確化
- ④ 企業の有価証券報告書の記載事項新設等を踏まえ、サステナビリティに関する情報の記載を充実
- ⑤ 監査報酬等の記載欄の追加

現行の国立大学法人等の事業報告書 見出し	
I 法人の長によるメッセージ	
II 基本情報	
1. 国立大学法人等の長の理念や経営上の方針・戦略及びそれを達成するための計画等	
2. 沿革	
3. 設立に係る根拠法	
4. 主務大臣（主務省所管局課）	
5. 組織図	
6. 所在地	
7. 資本金の額＜前事業年度末からの増減を含む＞	
8. 学生の状況	
9. 教職員の状況	
10. ガバナンスの状況	
11. 役員等の状況	
III 財務諸表の概要	
1. 国立大学法人の長による財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の分析	
(1) 貸借対照表（財政状態）	①要約の経年比較（5年） ②当事業年度の状況に関する分析
(2) 損益計算書（運営状況）	
(3) キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フローの状況）	
(4) 主なセグメントの状況	
2. 目的積立金の申請状況及び使用内訳等	
3. 重要な施設等の整備等の状況	
(1) 当事業年度中に完成した主要施設等	
(2) 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充	
(3) 当事業年度中に処分した主要施設等	
(4) 当事業年度において担保に供した施設等	
4. 予算と決算との対比＜要約した決算報告書＞	
IV 事業に関する説明	
1. 財源の状況	
2. 事業の状況及び成果＜教育、研究、医療、社会貢献等の区分ごとに簡潔に記載＞	
3. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	
4. 社会及び環境への配慮等の状況	
5. 内部統制の運用に関する情報	
6. 翌事業年度に係る予算	
V 参考情報	
1. 財務諸表の科目の説明	
2. その他公表資料等との関係の説明	

国立大学法人等の事業報告書の改訂について（案） 1/2

独立行政法人の改訂事項

①
「法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉」を記載するよう明記。

- 独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針にも、これらの情報を提供すべき旨が記載されている。

②
業務運営上の課題・リスク及びその対応策の記載充実

- 各法人共通の一般的リスク(情報漏えい等)の記載にとどまらず、法人固有のリスクについて言及を求める。

③
「当期の活動実績・成果」を記載する項目の追加、中期目標は一定の事業等のまとまりごとに目標概要を記載することを明確化

国立大学法人等の現状と対応案

現状	国立大学法人の財務報告に関する基本的な指針2.10で、独法と同様に「持続的に教育研究等のサービスの提供を可能とする強みや基盤を維持・創出していくための源泉として、人的資本や、知的資本、財務資本等に関する情報を提供すべき」と記載されている。
対応案	法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉について記載するよう、「記載上の留意事項」に追記する。

現状	国立大学法人等も「業務運営上の課題・リスク及びその対応策」の章において、研究(費)不正・研究インテグリティ・情報セキュリティ等をリスクとして記載している。(国立大学法人は業務の内容が類似しており、課題やリスクも比較的類似する。)
対応案	一般的リスクの記載にとどまらず、法人固有のリスクについて言及するよう、「記載上の留意事項」に追記する。

現状	「事業の状況及び成果」の章があり、当年度の教育、研究、医療、社会貢献等の区分ごとに簡潔に記載している。 中期目標に関する独立した章は設けず、「国立大学法人等の長の理念や経営上の方針・戦略及びそれを達成するための計画等」の章で中期目標・中期計画等について説明している。
対応案	追加の対応は実施しない。

国立大学法人等の事業報告書の改訂について（案） 2/2

独立行政法人の改訂事項

- ④
企業の有価証券報告書の記載事項新設等を踏まえ、サステナビリティに関する情報の記載を充実
- 「社会及び環境への配慮等の状況」等の章について、更なる充実を図る。
 - 人的資本関連で、女性活躍推進法、育児介護休業法に基づき公表する指標を記載

- ⑤
監査報酬等の記載欄の追加
- 公認会計士協会倫理規則の改訂によるもの

国立大学法人等の現状と対応案

現状	「社会及び環境への配慮等の状況」の章はある。サステナビリティや人的資本情報について記載するように特段要求しておらず、大学が任意で記載。
対応案	「社会及び環境への配慮等の状況」「業務運営上の課題・リスク及びその対応策」等の欄で、サステナビリティの観点を意識するように「 <u>記載上の留意事項</u> 」に追記する。 「教職員の状況」の欄で、人的資本情報について独法と同様に「 <u>記載上の留意事項</u> 」に追記する。
現状	監査報酬や非監査報酬の記載は要求していない。
対応案	「会計監査人の氏名又は名称」の欄を「会計監査人の氏名又は名称及び報酬」とし、独法と同様に「 <u>記載上の留意事項</u> 」に追記する。

(参考) 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示

サステナビリティ情報の「記載欄」における記載事項

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」では、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する(2023年3月期から適用)

有価証券報告書(主な項目)

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- **サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)**

- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

サステナビリティに関する考え方及び取組

(1)ガバナンス 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制
(記載イメージ:取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割等)

(2)戦略

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み
(記載イメージ:企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策等)

全企業が開示

人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

(3)リスク管理 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス
(記載イメージ:リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス等)

(4)指標及び目標

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報(記載イメージ:GHG排出量の削減目標と実績値等)

全企業が開示

人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示(注1)

女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

(記載に当たっての留意事項)

- ✓ 詳細情報について、任意開示書類(統合報告書、データブック等)の参照も可能^(注2)
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、合理的な仮定等に基づき、適切な検討を経たものであれば、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

(注1)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」に基づく情報の公表を行っている企業が対象となる

(注2) 任意開示書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該参照する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない